『介護予防・日常生活支援総合事業』の報酬改定について

～　令和３年４月１日改定　～

【基本報酬】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 改定前 |  | 改定後 |
| 介護予防ケアマネジメント |  | 431単位 | ⇒ | 438単位 |
| 訪問サービス | (ｱ)週１回程度(ｲ)週２回程度(ｳ)週２回を超える程度 | 1,172単位2,342単位3,715単位 | ⇒ | 1,176単位2,349単位3,727単位 |
| 通所サービス | 要支援１・事業対象者要支援２ | 1,655単位3,393単位 | ⇒ | 1,672単位3,428単位 |

【新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価】

※　新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和３年９月末までの間、基本報酬に0.1％上乗せし、少数点以下の端数処理を行うが、1単位に切り上げて算定する。

≪介護予防ケアマネジメント≫

原則として、介護予防事業に準じる。

（新規）委託連携加算

介護予防ケアマネジメント事業所が利用者に提供する介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所におけるケアプランの作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者１人につき１回を限度として所定単位数を加算する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 現　　行 |  | 改定後 |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算　　　　　　　　　300単位/月 | ⇒ | 廃止 |
| なし | ⇒ | 委託連携加算　　　　　　　300単位/月 |

≪通所サービス≫

栄養アセスメント加算

　利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメントを行った場合は、１月につき所定単位数を加算する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 現　　行 |  | 改定後 |
| なし | ⇒ | 栄養アセスメント加算　50単位/月（新設） |

栄養改善加算

　低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、１月につき所定単位数を加算する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 現　　行 |  | 改定後 |
| なし | ⇒ | 栄養アセスメント加算　50単位/月（新設） |

口腔機能向上加算

　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 現　　行 |  | 改定後 |
| 口腔機能向上加算　　　　　150単位/月 | ⇒ | (1)口腔機能向上加算(Ⅰ)　150単位/月(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)　　160単位/月（新設・3月以内、月1回） |

サービス提供体制強化加算

　利用者に対し通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の区分に応じて１月につき次に掲げる所定単位数を加算する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 現　　行 |  | 改定後 |
| 事業対象者・要支援１　なし(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ72単位/月(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ48単位/月(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)24単位/月 | ⇒ | 事業対象者・要支援１(１)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)　88単位/月（新設）(２)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)72単位/月(３)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)　24単位/月 |
| 要支援２　なし(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ144単位/月(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ96単位/月(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)48単位/月 | ⇒ | 要支援２(１)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)　176単位/月（新設）(２)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)144単位/月(３)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)　 48単位/月 |

生活機能向上連携加算

　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た通所型サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、（１）については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き３月に１回を限度として、１月につき、（２）については１月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 現　　行 |  | 改定後 |
| 生活機能向上連携加算　　　200単位/月 | ⇒ | (1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)　100単位/月（新設・3月に1回）(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)　200単位/月 |

口腔・栄養スクリーニング加算

　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する通所型サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、１回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 現　　行 |  | 改定後 |
| 栄養スクリーニング加算　　　5単位/月 | ⇒ | (1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)　20単位/月（新設・6月に1回）(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)　　　　　　 5単位/月（新設・6月に1回） |

科学的介護推進体制加算

　基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た通所型サービス事

業所が、利用者に対し通所型サービスを行った場合、１月につき所定単位数を加算する。

・　利用者ごとのＡＤＬ値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること

・　通所型サービスの提供に当たって、上記の情報その他通所型サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 現　　行 |  | 改定後 |
| なし | ⇒ | 科学的介護推進体制加算　40単位/月（新設） |